

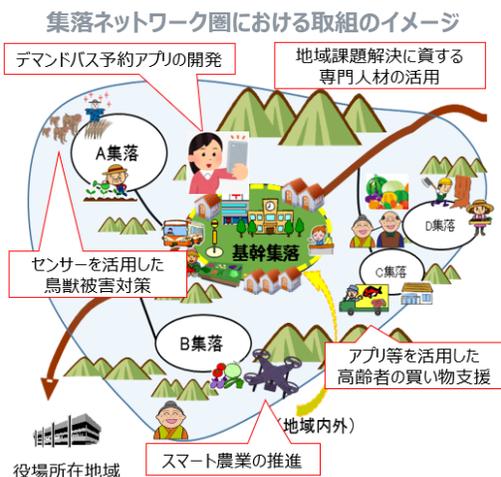
No.	②-1	R7 予算額	805 百万円
事業名	過疎地域持続的発展支援交付金	府省庁名	総務省
概要	<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援）</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業</p>		
支援対象	①：条件不利地域を有する市町村 ②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県 ③：過疎地域を有する市町村 ④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合	補助率	① 10 / 10 ② 市町村等 10 / 10 都道府県 1 / 2 or 6 / 10 ③ 1 / 2 以内 ④ 1 / 3 以内
対象事業	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 ・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。 ③過疎地域集落再編整備事業 ・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。 ④過疎地域遊休施設再整備事業 ・ 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。		
支援内容	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業主体：地域運営組織等 交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助） 対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。） 補助対象：地域運営組織等が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業） 補助率：10 / 10（交付対象経費の上限額 1,500 万円） 下記を実施する場合には上乗せ支援 専門人材を活用する事業（+500 万円） ICT等技術を活用する事業（+1,000 万円） 上記の併用事業（+1,500 万円）		

	<p>②過疎地域持続的発展支援事業 事業主体：過疎地域市町村（※1）、都道府県 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県 対象地域：過疎地域 補助対象：過疎地域市町村が実施するICT等技術活用事業、 都道府県及び過疎地域市町村が行う人材育成事業 補助率：市町村等 10/10、都道府県 1/2 or 6/10（※2） （交付対象経費の上限額 2,000 万円）</p> <p>③過疎地域集落再編整備事業 事業主体：過疎地域市町村 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村 対象地域：過疎地域 補助対象：団地造成費・空き家改修費等 補助率：1/2以内</p> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業 事業主体：過疎地域市町村（※1） 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等 対象地域：過疎地域 補助対象：遊休施設改修費 補助率：1/3以内 （※1）構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む （※2）財政力指数 0.51 未満の都道府県に限る</p>
離島での実績	令和6年度実績なし
備考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03-5253-5536
参照 HP	

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
(過疎地或以外の条件不利地域も対象) (定額補助)

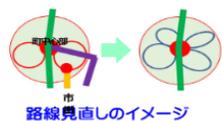


【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

[効果] コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。(都道府県は人材育成事業のみが対象)
(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

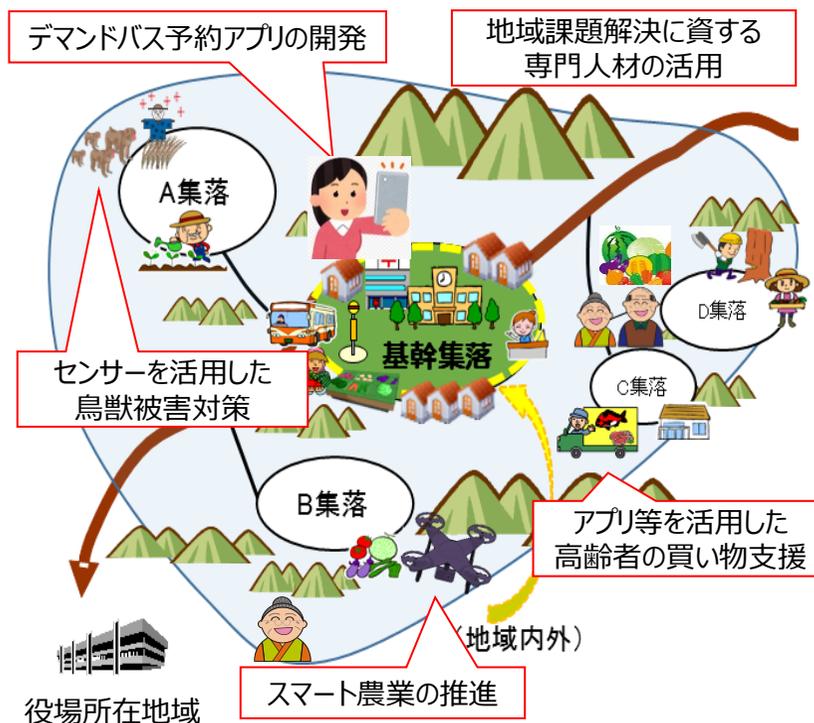
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 対象地域 | 過疎地域 |
| (2) 事業主体 | ・過疎市町村
・都道府県（人材育成事業のみ） |
| (3) 交付対象経費の限度額 | 2,000万円 |
| (4) 交付率 | ・過疎市町村：定額
・都道府県：1/2又は6/10（※） |

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

● 人材育成事業（過疎市町村、都道府県）

- ・地域リーダーの育成
- ・他地域との交流やネットワークの強化 等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

● ICT等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・集落等のテレワーク環境整備
- ・オンラインでの健康相談
- ・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2) 実施主体

過疎市町村

(3) 交付率

1 / 2 以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

(3) 交付率

1 / 3 以内

事業のイメージ



No.	②-2	R 7 当初予算額 R 6 補正予算額	3,986 百万円の内数 2,618 百万円の内数
事業名	携帯電話等エリア整備事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	府省庁名	総務省
概要	携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。		
支援対象	地方公共団体、無線通信事業者等	補助率	1/2、3/5、2/3、3/4、4/5
対象事業	離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は5G等による高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。		
支援内容	<p>ア 事業主体：地方公共団体、無線通信事業者等</p> <p>イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など）</p> <p>ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、高度化施設（5G等の無線設備等）の設置費用、伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）等</p> <p>エ 補助率：1社整備：1/2、複数社整備：2/3等</p> <p>※離島地域においては、1社整備：3/5、複数社整備：3/4に嵩上げ</p>		
離島での実績	<p>H29 伊豆島しょ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用）</p> <p>H29 伊豆島しょ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用）</p> <p>H30 伊豆島しょ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用）</p> <p>H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用）</p> <p>R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用）</p> <p>R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用）</p> <p>R1 長崎県対馬市（基地局設置費用）</p> <p>R2 島根県隠岐の島町、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用）</p> <p>R3 鹿児島県龍郷町（基地局設置費用）、沖縄県大宜味村（高度化施設設置費用）</p> <p>R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など27件に交付決定（高度化施設設置費用）</p> <p>R5 東京都神津島村など22件に交付決定（高度化施設設置費用）</p> <p>R6 鹿児島県宇検村など5件に交付決定（基地局設置費用）（注）実施中のものを含む。</p>		
備考			
担当部署	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課		
連絡先	TEL 03-5253-5894		
参照 HP	http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm		

携帯電話等エリア整備事業

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

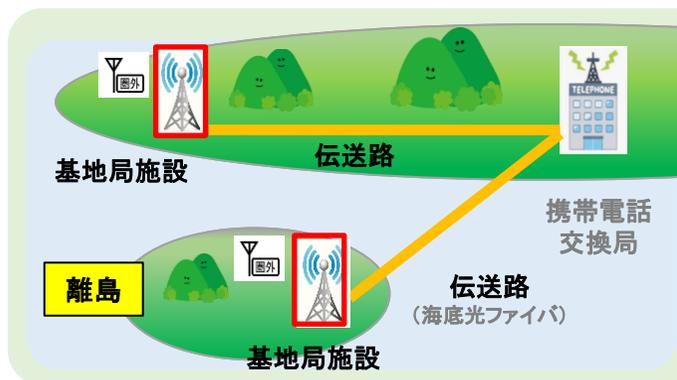
補助メニュー	補助内容	補助率							
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	整備主体：地方公共団体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>				国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3
国 1/2	無線通信事業者 1/2								
国 2/3	無線通信事業者等 1/3								
高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合								

※離島の場合、補助率はかさ上げ(1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4)

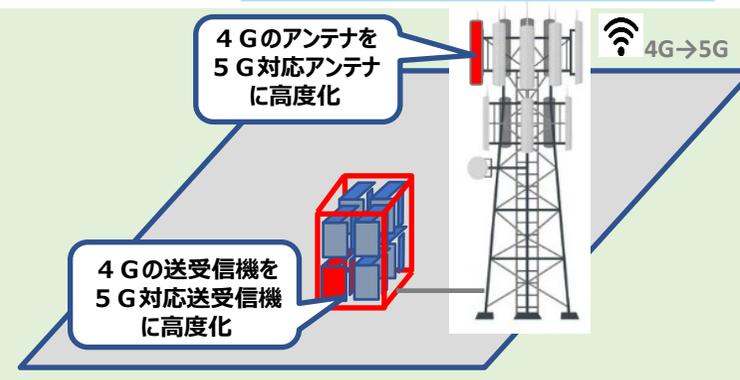
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



令和7年度予算額 情報通信インフラ整備加速化パッケージ 39.9億円の内数

令和6年度当初予算額：78.0億円の内数、令和6年度補正予算額：26.2億円の内数

No.	②-3	R7当初予算額	3,986百万円の内数
		R6補正予算額	2,618百万円の内数
事業名	高度無線環境整備推進事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	府省庁名	総務省
概要	特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。		
支援対象	自治体、第3セクター、一般社団法人等、民間事業者	補助率	4/5、3/4、2/3、1/2、1/3
対象事業	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その費用の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。		
支援内容	自治体が整備する場合：4/5 （離島以外の場合1/2、財政力指数0.5以上の場合1/3） ※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2 第3セクター・民間事業者が整備する場合：4/5 （海底ケーブルの敷設を伴わない離島整備の場合3/4、離島以外の場合3/4）		
離島での実績	R6実績（光ファイバ整備費用・維持管理費を交付決定） 宮城県塩竈市（寒風沢島、野々島、桂島、朴島）、山形県酒田市（飛島）、東京都（父島、母島、利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島）、新潟県粟島浦村（粟島）、香川県高松市（男木島）、香川県丸亀市（本島、広島）、福岡県新宮町（相島）、長崎県壱岐市（壱岐島、大島、長島、原島）、鹿児島県伊仙町（徳之島）、鹿児島県三島村（竹島、硫黄島、黒島）、鹿児島県十島村（諏訪之瀬島、平島）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算においては、離島地域における整備に対する補助率の嵩上げ（第3セクター法人・民間事業者（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）2/3→3/4）を実施。 		
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課		
連絡先	TEL 03-5253-5866		
参照HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/		

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者 令和7年度予算額
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯） 情報通信インフラ整備加速化パッケージ
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等 39.9億円の内数
 エ 負担割合： 〔 令和6年度当初予算額：78.0億円の内数
令和6年度補正予算額：26.2億円の内数 〕

（自治体の場合）

【離島】*

国（※1）（※3） 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

*光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※2）（※3） 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- （※1）地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ
- （※2）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
- （※3）民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4（離島）、1/2（その他条件不利地域）

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国（※1）（※4）（※5） 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

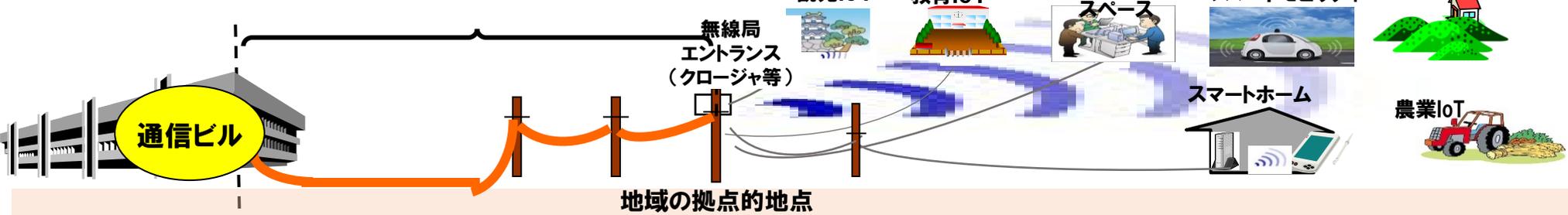
【その他の条件不利地域】

国（※1）（※6） 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

- （※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4
- （※5）高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）
- （※6）高度化を伴う更新の場合、2/3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）

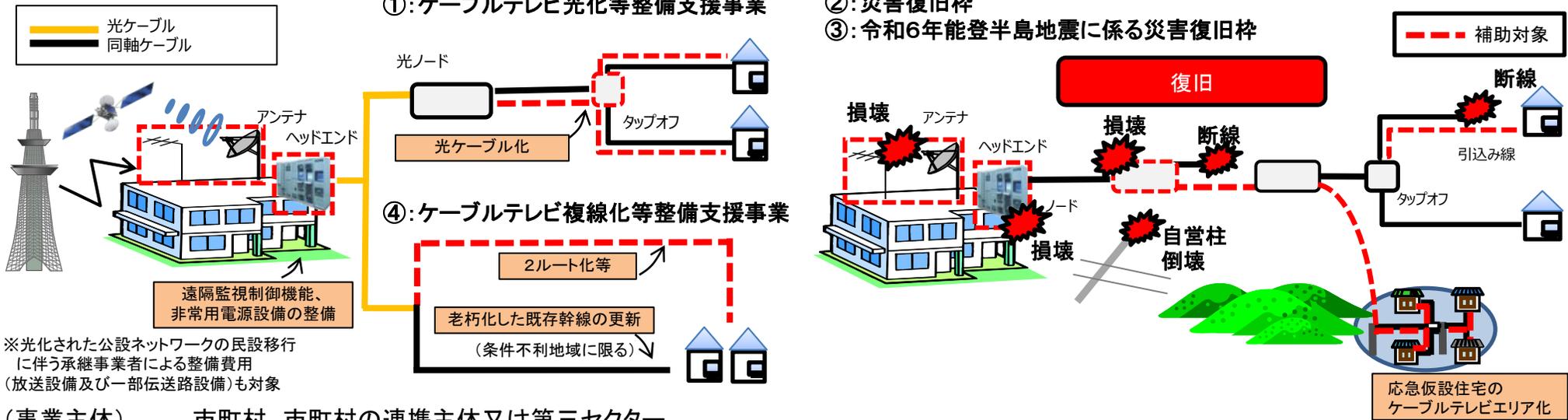


- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

No.	②-4	R7 予算額	815 百万円
		R6 補正予算額	2,110 百万円
事業名	ケーブルテレビネットワークの 耐災害性強化事業	府省庁名	総務省
概要	<p>近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。</p> <p>令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助する。</p>		
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、市町村の連携主体 ・第三セクター 承継事業者を含む	補助率	1 / 2、1 / 3、2 / 3
対象事業	<p>災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を支援する。また、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケーブルテレビ光化等整備支援事業 ②災害復旧枠 ③令和6年能登半島地震に係る災害復旧枠 ④ケーブルテレビ複線化等整備支援事業 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村 ※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ①④ (1) 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者） 1 / 2、(2) 第三セクター（承継事業者） 1 / 3 ①※財政力指数0.5超の自治体は1 / 3 ※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1 / 3 ② 1 / 2 ③ 2 / 3 ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等 		
離島での実績	なし		
備考			
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室		
連絡先	TEL 03-5253-5808		
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_taisaigaiseikyouka.html		

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用(放送設備及び一部伝送路設備)も対象

(事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

(事業スキーム) 補助事業

(補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあつては、条件不利地域に限る

(補助率) ①④(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2、(2)第三セクター(承継事業者):1/3

①※財政力指数0.5超の自治体は1/3

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3

②:1/2、③:2/3

(補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

③※総務省予算で過去に整備した設備以外の復旧、仮設住宅のエリア化も対象

④※非常用電源設備単独の整備も対象

(計画年度) 平成30年度～

【令和7年度当初予算 815百万円】
〔令和6年度補正予算 2,110百万円〕
〔令和6年度当初予算 1,249百万円〕

No.	②-5	R7 予算額 R6 補正予算額	615 百万円 2,055 百万円
事業名	ローカル 10,000 プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	府省庁名	総務省
概要	産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。		
支援対象	民間事業者等 (地方公共団体を通じた間接補助)	補助率	原則 1 / 2
対象事業	<p>○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること <p>※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費＋地方費）以上となること</p> <p>○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市区町村が助成を行う場合に支援</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公費による交付額の上限 <p>原則 2,500 万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件）</p> <p>融資額（又は出資額）が公費による交付額の</p> <p>1.5 倍以上 2 倍未満の場合は、上限 3,500 万円</p> <p>2 倍以上の場合は、上限 5,000 万円</p>		
離島での実績	R6 年度：新潟県佐渡市、香川県小豆島町、福岡県宗像市、長崎県五島市		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2 / 3、3 / 4 ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は、国費 3 / 4 により支援 ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は 3 / 4 ・地域の女性や若者の活躍に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は 3 / 4 		
担当部署	総務省地域力創造グループ地域政策課		
連絡先	03-5253-5523		
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html		

ローカル10,000プロジェクト等

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域密着型（地域資源の活用）
- ・地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・地域金融機関等による融資等
- ・新規性（新規事業）
- ・モデル性

対象経費は、
 ・施設整備費
 ・機械装置費
 ・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

- ・「デジタル技術」国費3/4
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
 （原則、無担保融資）

・公費による交付額以上

自己
 資金等

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市 織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
 ~Ferment Base~



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ 鹿児島活性化事業



ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

No.	②-6	R7 予算額 R6 補正予算額	150 百万円 —
事業名	地域の持続可能性の確保に向けた 郵便局の利活用推進事業	府省庁名	総務省
概要	人口減少下における様々なサービス等の提供拠点が縮小・撤退する中、地域の持続可能性の確保に向け、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携し、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点とする実証事業を実施。		
支援対象	地方公共団体、協議会等	補助率	定額
対象事業	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業		
支援内容	—		
離島での実績	R6 総務省予算事業「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」において 山口県柳井市（平郡島）郵便局におけるオンライン診療・オンライン服薬指導を実施		
備考			
担当部署	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課		
連絡先	03-5253-5964		
参照 HP	—		

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業（民間金融機関等）が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、**地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている**※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



（事業主体） シンクタンク（シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施）

（事業スキーム） 実証事業（請負）

令和7年度予算額 150百万円（新規）